

ESG 10 minutes

管理部門向けのESG情報開示・対話のニュースレター

2023年1月

(本号は2022年12月31日までの情報に基づきます)

What's New & Update (2022/10～2022/12)

日付	主体	内容
2022年10月5日	金融庁	金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」(令和4年度第1回)を開催(11月2日に第2回、11月25日に第3回、12月15日に第4回を開催)
2022年10月6日	SSBJ	サステナビリティ基準委員会を開催(10月19日、11月24日、12月27日にも開催) 【→p.4記事】
2022年10月18日-21日	IFRS財団	国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)がボード会議を開催(11月1日-3日、11月15日-16日、12月13日-15日にも開催) 【→p.4記事】
2022年10月27日	IFRS財団	渋澤健氏を国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)議長の特別顧問に任命
2022年11月4日	TNFD	TNFD(自然関連財務情報開示タスクフォース)が自然関連リスク管理・開示のフレームワークのベータ版v0.3を公表
2022年11月6日-20日	UNFCCC	エジプト(シャルム・エル・シェイク)にて国連気候変動枠組条約第27回締約国会議(COP27)を開催(CDPの質問書にIFRS S2を組み込み2024年から適用することや、ナイジェリア財務報告評議会がIFRSサステナビリティ開示基準を適用することなど、情報開示に関する発表あり)
2022年11月7日	金融庁	「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正案を公表 【→p.2-3記事】
2022年11月22日	EFRAG	欧州サステナビリティ報告基準(ESRS)の最終草案を欧州委員会に提出 【→p.4記事】
2022年11月28日	EU	EU理事会が企業サステナビリティ報告指令(CSRD)を承認 【→p.4記事】
2022年12月7日-19日	CBD	カナダ(モントリオール)にて生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)を開催
2022年12月21日	SSBJ	サステナビリティ基準アドバイザリー・フォーラム(SSAF)の初期メンバーにSSBJを選任
2022年12月27日	金融庁	金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告を公表 【→p.4記事】
2022年12月29日	IFRS財団	中国財政部との間でISSB北京事務所を設立するための基本合意書に調印。北京事務所は2023年半ばに開設予定

1. 「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正案の公表

- 2022年11月7日、金融庁は「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正案(以下、「本改正案」)を公表しました。本改正案では有価証券報告書等の記載事項として、サステナビリティ情報の開示が提案されています。
- 本改正案は、2023年3月31日以後終了する事業年度に係る有価証券報告書等から適用予定です。

本改正案の概要

金融庁は2022年11月7日、「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正案を公表しました。

本改正案は2022年6月13日公表の金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループによる提言を受けて公表されたもので、「企業内容等の開示に関する内閣府令」(以下、「開示府令」)、「企業内容等の開示に関する留意事項について」(以下、「開示ガイドライン」)の改正に加え、「記述情報の開示に関する原則」の改正を提案しています。改正後の開示府令等の規定は、2023年3月31日以後終了する事業年度に係る有価証券報告書等から適用予定です。

開示府令の主な改正内容(案)

サステナビリティ全般に関する開示として、有価証券報告書等に「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載欄を新設することが提案されています。当該記載欄では「ガバナンス」と「リスク管理」の記載を必須とし、「戦略」と「指標及び目標」は重要性に応じた記載を求めることが提案されています。

また、人的資本、多様性に関する開示として、新設された記載欄の「戦略」と「指標及び目標」では、人材育成の方針、社内環境整備の方針及び当該方針に関する指標に係る記載を求めることが提案されています。さらに、有価証券報告書等の「従業員の状況」では、女性活躍推進法等に基づく指標の記載を求めることが提案されています。

(図1) 開示府令の主な改正事項(案)	
有価証券報告書等	■ 女性活躍推進法等の規定に基づき記載 ^(※1) <ul style="list-style-type: none">女性管理職比率男性の育児休業取得率男女間賃金格差
【企業情報】	(※1)当該規定に基づき公表している会社とその連結子会社について記載を要求
【企業の概況】	
【従業員の状況】	
...	
【事業の状況】	
【サステナビリティに関する考え方及び取組】 (新設)	■ 「記載欄」新設 <ul style="list-style-type: none">「ガバナンス」「リスク管理」の記載は必須「戦略」「指標及び目標」は重要性に応じて記載
...	
【経理の状況】	
財務情報	「人的資本」については、 ■ 「戦略」に以下を記載 <ul style="list-style-type: none">人材育成の方針社内環境整備の方針
	■ 「指標及び目標」に以下を記載 <ul style="list-style-type: none">当該方針に関する指標の内容当該指標を用いた目標・実績

金融庁「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正案をもとに作成

1. 「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正案の公表(続き)

開示ガイドラインの主な改正内容(案)

サステナビリティ全般に関する開示では、将来情報の記述と虚偽記載の責任および任意開示書類の参照に関する事項の改正が提案されています。また、人的資本、多様性に関する開示では、女性活躍推進法等に基づく指標の「従業員の状況」への記載に関する事項の改正が提案されています。主な改正事項(案)は図2のとおりです。

(図2) 開示ガイドラインの主な改正事項(案)

■ サステナビリティ全般に関する開示

- 将来情報の記述と虚偽記載の責任
 - 将来情報と実際の結果が異なる場合でも、一定の場合においては、直ちに虚偽記載の責任を負うものではないことを明確化
- 任意開示書類の参照
 - サステナビリティ情報の記載について、所定の記載事項や、それらを補完する詳細な情報に関して、任意開示書類を参照することができることを明確化
 - 単に任意開示書類の虚偽をもって直ちに虚偽記載等の責任を問われるものではないことを明確化^(※2)

(※2) 当該書類に明らかに重要な虚偽があることを知りながら参照するなど、書類の参照自体が有報の重要な虚偽記載等になり得る場合を除く

■ 人的資本、多様性に関する開示

- 女性活躍推進法等に基づく「従業員の状況」への記載
 - 追加的な情報を任意で記載できることを明確化
 - サステナビリティ記載欄の「指標及び目標」の実績値への記載は不要であることを明確化

記述情報の開示に関する原則の主な改正内容(案)

「記述情報の開示に関する原則」とは財務情報以外の開示情報である、いわゆる「記述情報」について、開示の考え方や望ましい開示に向けた取り組みをまとめたものです。サステナビリティ情報の開示においても考え方や望ましい開示に向けた取り組みが提案されています。主な改正事項(案)は図3のとおりです。

(図3) 記述情報開示原則の主な改正事項(案)

■ サステナビリティ情報の開示の考え方

- サステナビリティに関する考え方および取組みは経営方針・経営戦略等との整合性を意識して説明するもの

■ 望ましい開示に向けた取組み

- 重要と判断した具体的なサステナビリティ情報は、「ガバナンス」「戦略」「リスク管理」「指標と目標」の枠で開示すべきである
- 重要性を判断して「戦略」「指標及び目標」を記載しない場合でも当該判断やその根拠の開示が期待される
- 国際的に確立された開示の枠組みであるTCFDまたはそれと同等の枠組みに基づく開示をした場合には、適用した開示の枠組みの名称を記載する
- サステナビリティ情報には、国際的な議論を踏まえると、例えば、環境、社会、従業員、人権の尊重、腐敗防止、贈収賄防止、ガバナンス、サイバーセキュリティ、データセキュリティなどに関する事項が含まれ得る
- 温室効果ガス(GHG)排出量は、重要性の判断を前提としつつ、スコープ1、2の積極的な開示が期待される
- 「女性管理職比率」などの多様性に関する指標は連結ベースの開示に努めるべき

2. サステナビリティ開示基準の設定に関する動向

- ・国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)は、2023年の早い時期にIFRSサステナビリティ開示基準を公表することを予定しています。
- ・企業サステナビリティ報告指令(CSRD)は、2022年11月にEU理事会によって最終承認され、2023年1月5日に発効されました。欧州財務報告諮問グループ(EFRAG)は11月に欧州サステナビリティ報告基準(ESRS)の最終草案を欧州委員会(EC)へ提出し、ECは加盟国や関係機関と採択に向けて協議を進める予定です。

国際的な動向

ISSBは市中協議で寄せられた意見に基づき、基準の再審議を継続しています。主な暫定決定事項は以下のとおりです。

- ・サステナビリティ開示と財務諸表の同時報告を求めるが、経過措置として上半期／第二四半期の財務報告との同時報告を認める。
- ・GHG排出はスコープ1～3の開示を要求する。ただしスコープ3については救済措置を検討する。
- ・気候関連基準案の付録B「産業別開示要求」は要求事項とせず、当面は具体例として提示する。

この後、ISSBは2023年早期に全般的な要求事項(S1基準)、気候関連開示(S2基準)の公表を予定しています。また、2023年上半期に、今後2年間の作業計画に含まれるリサーチプロジェクトの優先順位を検討するための情報要請を行う予定です。生物多様性、人的資本、人権、国際会計基準審議会(IASB)との報告におけるつながりの4テーマが提示される見込みです。

米国の動向

米国SECは、2022年3月に公表した気候関連の開示規則案のコメント受付につき、技術的エラーで受理できなかったコメントがあったため受付を再開し、11月1日に最終受付を終了しました。開示規則案の最終形はまだ明らかにされていません。

国内の動向

金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループは、2022年10月以来の審議結果を12月27日に報告書として公表しました。当該報告書は、ISSBにおける基準開発の方向性を見据えながら、国内のサステナビリティ開示基準の開発に向けた議論を進めることが重要とし、有価証券報告書には国内で統一的に適用しうる開示基準を取り込むことを提言しています。加えて、有価証券報告書上のサステナビリティ情報に保証を求めるにあたって検討すべき事項についても説明しています。

また、財務会計基準機構(FASF)のサステナビリティ基準委員会(SSBJ)は、ISSB会議における基準の再審議の状況やSSBJの運営について議論し、11月24日にSSBJの運営方針を公表しました。

欧州の動向

2022年11月28日、EU理事会はCSRDを最終承認しました。CSRDは2023年1月5日に発効され、EU加盟国は発効後18ヶ月以内に国内法制化することが求められます。

CSRDは企業規模などに応じて2024年度(2025年報告)から順次適用され、開示および第三者保証が義務付けられます。

またEFRAGは、CSRDの下で詳細な報告要件を定めたESRSの12の業界共通基準の最終草案を2022年11月22日にECへ提出しました。ECはEU機関および加盟国と協議し、2023年6月に最終版を採択予定です。業界固有基準やSME基準、EU域外企業向け基準などは今後開発予定です。

調査報告書と ESG 10 minutes 過去号の紹介

非財務情報開示のあるべき姿を調査・分析したレポートとサステナビリティ情報開示セミナーのご紹介

あるべき非財務情報開示とは - 求められる信頼性の確保に向けて

非財務情報における開示基準等が乱立する中、企業の開示部署からはこれらの要請に対応するための情報収集や開示に多大なりソースを費やし、負担感が増しているという悩みが聞かれます。このような状況下で、あるべき非財務情報の姿を検討し、企業経営に資するあり方はどのようなものかを改めて考察しました。

詳細は<https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/thoughtleadership/non-financial-information-disclosure.html>にて掲載中



サステナビリティ情報開示セミナーシリーズ

第1回 非財務情報開示の転換期

日本におけるSASBスタンダードの適用状況と課題などをIFRS財団からのゲストとの対談も交えて配信しています。(配信期間内でご視聴ください)

お申込み:<https://forms.jp.pwc.com/public/seminar/view/14986>

第2回 IFRSサステナビリティ開示基準公開草案解説

公開草案に関してIFRS財団のゲストによる講演と開示基準の解説の2部構成で配信しています。(配信期間内でご視聴ください)

お申込み:<https://forms.jp.pwc.com/public/seminar/view/15250>

セミナーシリーズの詳細情報はこちら

<https://www.pwc.com/jp/ja/seminars/a1220928.html>

本稿と合わせて、ESG 10 minutes のバックナンバーもぜひひご一読ください。

ESG 10 minutes Vol. 5(2022/10)のトピック

1. サステナビリティ開示基準設定に関する動向
2. 内閣官房「人的資本可視化指針」の概要
3. 人的資本情報開示の海外動向

ESG 10 minutes Vol. 4(2022/7)のトピック

1. サステナビリティ開示基準設定に関する動向
2. 金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告の公表について
3. 欧州サステナビリティ報告基準(ESRS)の解説

ESG 10 minutes Vol. 3(2022/4)のトピック

1. サステナビリティ開示基準設定に関する動向
2. 「非財務情報の開示指針研究会」の動向
3. 生物多様性や自然資本に関する動向
4. TNFDの自然関連リスク管理フレームワークの紹介

ESG 10 minutes Vol. 2(2022/2)のトピック

1. IFRS財団による国際的なサステナビリティ開示基準の設定
2. 金融庁「記述情報の開示の好事例集2021(サステナビリティ情報に関する開示)」を公表
3. CDPが2021年のAリスト企業を発表

<https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/column/esg-10minutes.html> にて掲載中

Fact Sheet

PwC¹は、社会における信頼を構築し、重要な課題を解決することをPurpose(存在意義)としています。私たちは、世界152カ国に及ぶグローバルネットワークに約328,000人のスタッフを擁し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。



主な提供サービス

- ・監査およびアシュアランス
- ・コンサルティング
- ・ディールアドバイザリー
- ・フォレンジック
- ・税務
- ・法務



People

327,947人

アシュアランス	121,746人
アドバイザリー	105,960人
税務&法務	52,251人
プラクティス・サポート・スタッフ	47,990人



Revenues

503億米ドル

サービスライン別 総収益 (単位:百万米ドル)	FY22 (FY22為替 レート)	FY21 (FY21為替 レート)	増減率	増減率 (恒常為替 レート)
アシュアランス	18,009	17,073	5.5%	7.6%
アドバイザリー	20,708	17,029	21.6%	23.5%
税務および法務	11,577	11,040	4.9%	6.8%
総収益	50,294	45,142	11.4%	13.4%



Locations

152カ国



地域別 総収益 (単位:百万米ドル)	FY22 (FY22為替 レート)	FY21 (FY21為替 レート)	増減率	増減率 (恒常為替 レート)
米州	21,336	18,309	16.5%	16.3%
アジア太平洋	9,862	8,862	11.3%	14.0%
欧州・中東・アフリカ	19,096	17,971	6.3%	10.0%
総収益	50,294	45,142	11.4%	13.4%

恒常為替レートの増減率(%)は、米ドル建ての為替レートの影響を除外した現地通貨建てでの数値です。2022年度の収益は、PwC全ファームの合計収益で、2022年度の為替レートの平均で換算し、米ドルで表示しています。2021年度合計収益は、2021年度の為替レートの平均で表示しています。総収益にはクライアントに請求した経費も含まれます。2021年度の数値は、2022年度のオペレーションの最新事業構造を反映して更新しています。地域間の収益は、合計値に含まれていません。

¹PwCとは、プライスウォーターハウスクーパース・インターナショナル・リミテッドのメンバーファームによって構成されたネットワークを意味し、各メンバーファームはそれぞれ独立した法人です。

本 ESG 10 minutes へのお問い合わせ は、PwC あらた有限責任監査法人 サステナビリティ戦略室 までお問い合わせください。
Email: jp_aarata_esg-mbx@pwc.com